

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

	担当課	長寿介護課	検索番号	3-17
法令名	健康保険法等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 83 号) 附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 26 条の規定による改前の介護保険法	根拠条項	第 1 0 7 条の 2 第 1 項	
許認可等	指定介護療養型医療施設の指定の更新			
(根拠規定)				
<p>○健康保険法等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 83 号) 附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号)</p>				
(指定の更新)				
<p>第 1 0 7 条の 2 第 4 8 条第 1 項第 3 号の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>(施設介護サービス費の支給)</p> <p>第 4 8 条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス (以下「指定施設サービス等」という。) を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用 (食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。) について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第 3 7 条第 1 項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>三 都道府県が指定する介護療養型医療施設 (以下「指定介護療養型医療施設」という。) により行われる介護療養施設サービス (以下「指定介護療養施設サービス」という。)</p>				
(許認可等の基準)				
<p>○愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 2 4 年愛媛県条例第 6 6 号)</p> <p>○愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成 2 5 年愛媛県規則第 1 5 号)</p>				
(その他)				